

来年から扱いが変わります

# 「休眠預金」



今年も残りわずかとなりました。年末が近づくと何かと整理したくなるのは私だけではないと思います。そこで今回は、本年より休眠預金活用法が施行され、来年からいよいよ発生する「休眠預金」について取り上げたいと思います。引越しや就職、結婚、または銀行の統合など様々な理由で存在を忘れてしまっているような銀行口座はないでしょうか？



## 休眠預金とは

休眠預金とは、長い間引き出しや預け入れなどの取引がされていない銀行預金のことをいいます。具体的には、最後にお金を出し入れした日や定額預金の最後の満期日から、銀行では10年、ゆうちょ銀行では5年以上経過したもののうち、預金者本人と連絡のつかないものを指します。

金融庁の発表によると、2011～2015年度において毎年平均1,000万口座、1,000億円を超える休眠預金が発生しているそうです。



## 「休眠預金等活用法」施行で何が変わるのか

今まで、休眠預金は全国銀行協会などの内規により、その預金は銀行の収入になっていました。2018年1月に施行された「休眠預金等活用法」により所定の機関に移管され、民間公益活動に活用されることになりました。対象となるのは、2009年1月1日以降の取引から10年以上取引がない普通預貯金や定期預貯金等です。ただし、外貨預貯金や財形貯蓄などはこの制度の対象にはなりません。

「休眠預金等活用法」に該当する預金は以下の通りです。

「休眠預金等」に当たるもの（例）		「休眠預金等」に当たらないもの（例）	
普通・通常預金	定期預貯金	外貨預貯金	譲渡性預貯金
当座預貯金	別段預貯金	金融債（保護預かりなし）	
貯蓄預貯金	定期積金	2007年10月1日（郵政民営化）より前に郵便局に預けられた定額郵便貯金等	
金銭信託（元本補填のもの）		財形貯蓄	
金融債（保護預かりのもの）		仕組預貯金	
		マル優口座	

※金融機関により商品名・呼称が異なります。

※2007年10月1日（郵政民営化）より前に郵便局に預けられた定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金（住宅積立・教育積立を含む））は「休眠預金等」には該当しません。

最後の取引から9年以上経ち、移管の対象となりうる「休眠預金等」がある場合は、移管の前に預け入れしている金融機関より、公告が行われます。詳しくは各金融機関のWEBサイト等をご確認ください。なお、1万円以上残高がある場合は、登録している住所へ郵送、もしくは電子メールで通知がありますが、1万円以下であると通知は来ないので注意が必要です。

もちろん、休眠預金として移管された後でも「休眠預金等活用法」が施行される以前と同様に、通帳やキャッシュカード、本人確認書類などを持って窓口に行けばいつでも払い戻しが可能です。

※ただし、以下 2 行は注意が必要です。

#### ■ゆうちょ銀行

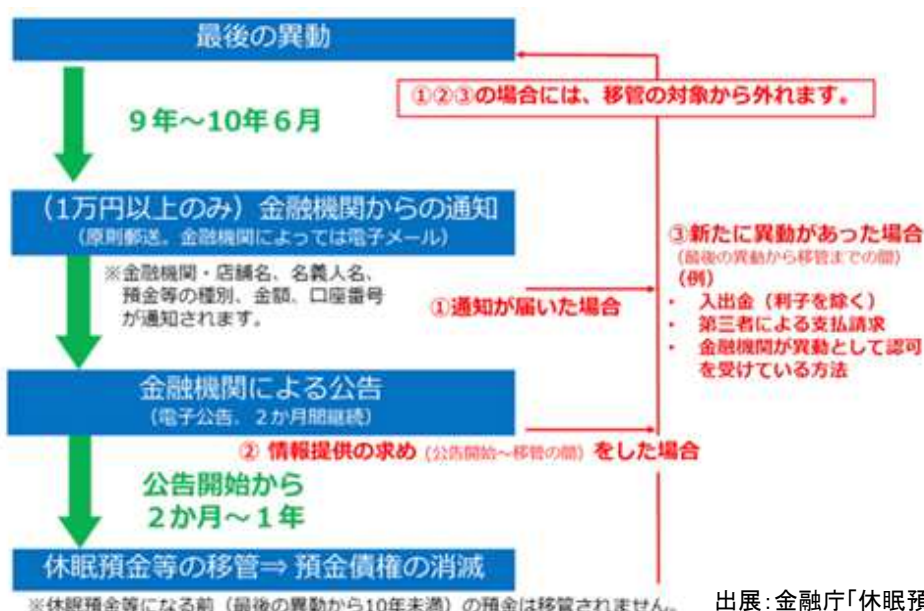
⇒2007年10月1日(郵政民営化)より前に預け入れた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は満期後20年2か月を経過すると旧郵便貯金法により権利が消滅するため、払い戻しができません。

#### ■りそな銀行

⇒独自に2004年4月1日以降の新規開設口座に「未利用口座管理手数料」を適用しています。最後の取引日から2年以上、一度も取引がなかった普通預金口座(総合口座を含む)を未利用口座として取扱い、通知をしてもなお取引がない場合は年間に1,200円(税別)の手数料がかかります。また、口座の残高不足で手数料が支払えなくなると、自動的に口座が解約されます。ただし、未利用口座の残高が1万円以上である、同一支店で他に預かりの金融資産がある等の場合は、管理手数料は発生しません。

\*\*詳細は各銀行へご確認ください

流れを整理すると、以下の図の通りです。



ちなみに「民間公益活動」とは、国や自治体では対応できない民間の団体が行う社会の課題解決に向けた取り組みのことを指します。活用される分野は、子供・若者、生活困難者の支援や地域の活性化(人手不足や空き家の増加の課題解決)と定められています。



### 休眠預金を作らないためには？

以下の点に気をつけてみましょう。

- ・銀行口座は使うものだけに絞り込む
- ・使わなくなった口座は速やかに解約する
- ・引っ越しをしたらず住所変更届を出す(郵送での通知が届くように)

眠っていたお金が公益活動に活用されることは有意義なことではありますが、できればお金を眠らせてしまうこと自体、未然に防ぎたいですね。休眠預金を作らないためにも、存在を忘れてしまっている口座がないか、念のために一度、確認されてみてはいかがでしょうか？

